

BTMU Asia Weekly

BTMU アジア・ウィークリー

今週のヘッドライン

17 December 2012 / Vol.56

インドネシア	ルピアのデノミ計画周知活動を開始 / ジャカルタ特別州で 45 社が最低賃金適用延期を申請
タイ	賃金フロート制への移行に関する調査実施で合意
フィリピン	PEZA、新たに 3 カ所の経済特区開発計画を発表
ベトナム	2014 年から法人所得税率引下げ (25% → 23%) へ
インド	ニューデリー首都圏政府、外資小売参入に向け法整備推進へ
マレーシア	最低定年法、来年 7 月からの施行を発表 / イスカンダル開発地域への投資、1 千億リンギット突破

【政治・経済トピックス】

インドネシア

ルピアのデノミ計画周知活動を開始

インドネシアのアグス財務相は 6 日、今月から通貨ルピアのデノミ計画に関する周知活動を開始したことを明らかにした。同相によると、周知活動は利害関係者の意見を吸上げることが目的で、3～5 カ月かけて実施する。

財務省並びに中央銀行が推進しているデノミ計画は、2015 年の ASEAN 域内の経済統合への対応を視野に、中銀が 2010 年に構想を発表したもので、現在の額面を千分の一（「現」1,000 ルピア = 「新」1 ルピア）とし、補助単位としてセン（＝ルピアの 100 分の 1）も設ける内容。

まず 2013 年の前半にデノミ法案を国会に提出し、同年中の可決・成立を目指す。法案の審議が順調に進み可決された場合、2013 年後半から物品・サービスの販売業者に旧価格と新価格の併記を呼び掛ける。新通貨の流通は 2014 年から開始し、2018 年までは新・旧両通貨を併用する期間とする。その後、2019 年から旧通貨の回収を始め、2022 年を目処にデノミを完了させる予定。

尚、構想発表当初は 2011～12 年を周知期間とした上で 2013 年から着手する予定であったが、法的根拠の策定に手間取り進捗が遅れており、現在、国会提出に向けた法案の作成が法務・人権省で行われている。

☒ ポイント

- ・ 財務省は、現在のルピアは額面が大き過ぎることによる非効率が生じているとして、デノミの必要性を指摘。また中銀は、足下の経済成長が順調で物価も安定しており、経済に大きな影響は出ないとしている。
- ・ デノミ実施によりルピアの額面が小さくなることで、国民の間に「貨幣価値が低下した」との心理が働き、インフレを引起こす懸念を示す意見や、社内システムの変更等に伴うコスト負担を強いられること等に対する不満から民間企業を中心に、デノミに反対する声もある。

ジャカルタ特別州で 45 社が最低賃金適用延期を申請

地元紙が 13 日に報じたところによると、首都ジャカルタ特別州労働・移住局は 12 日、2013 年の最低賃金に関し、これまでに 45 社が同局に適用延期を申請したことを明らかにした。

同特別州の 2013 年の最低賃金は、前年比+43.9%の月額 2,200 千ルピア（18.9 千円）に大幅引上げとすることが決定している。

☑ ポイント

- ・ 同特別州では、労働組合の同意書や、最低賃金の支払いが不可能であることを証明する監査結果の提示等の条件を満たせば、労働・移住局から最低賃金適用延期の承認を受けることが可能としているが、全ての条件を充足する事は困難と言われており、条件緩和を求める中小企業経営者らの声が強まっている。

タイ

賃金フロート制への移行に関する調査実施で合意

14 日付の地元紙報道によると、タイ労働省のアティット次官は 13 日、政府並びに労・使三者の代表で構成する中央賃金委員会が、今後の賃金体系について、フロート制への移行に関する調査を行うことで合意したと述べた。欧米や他のアジア諸国の賃金体系を参考に、勤務期間や熟練度により異なる賃金を適用するフロート制の導入を視野に、タイの雇用環境に合致した形態を調査する。

☑ ポイント

- ・ 賃金フロート制は、アジア通貨危機発生直後の 1997 年 9 月に、地域ごと、業種ごとにそれぞれの労働需給に応じて賃金水準を自由に決定する制度として雇用者側の強い要請を受けた当時のチャリワット内閣が提案した。しかし、労働者側が強く反発し労働社会福祉大臣の罷免要求にまで発展、結局政府はこの提案を取下げた経緯がある。
- ・ その後、地域別に最低賃金が決定される制度となっていたが、昨年の総選挙におけるインラック首相率いるタイ貢献党の公約として全国一律 300 バーツへの引上げが打出された。同党が政権交代を実現する原動力になったとも言われるこの大幅な引上げは、昨年後半の洪水被害により、2 段階に分けて実施(全国一律 300 バーツの実現は来年 1 月の予定)されることになったが、いずれにせよ地域によっては元の金額の約 2 倍となる等、雇用者側にとっては大きな経営圧迫要因になっている。
- ・ 今回合意された調査の結果、どのような賃金制度が打出されるのか、注目を集めることになるう。

フィリピン

PEZA、新たに 3 カ所の経済特区開発計画を発表

12 日付地元各紙の報道によると、フィリピン経済区庁(PEZA)は、新たに総投資額 36.8 億ペソ(73.9 億円)に上る国内 3 カ所の経済特区開発計画を発表した。各計画の概要は右表の通り。

地域	面積	投資額
カビデ州ロサリオ近郊	250ha	11億ペソ
バタンガス州バタンガス市	46ha	17.8億ペソ
ブラカン州サンホセデルモンテ	30ha	8億ペソ

☑ ポイント

- ・ フィリピンには現在 273 の経済特区が存在するほか、100 カ所以上の開発計画がある。
- ・ バランスの良いインフラ環境と 1 億人近い人口を有し、今後も好調な経済成長が見込まれる同国は、引続き積極的な投資誘致策を推進して行くと思われる。

ベトナム

2014 年から法人所得税率引下げ(25%→23%)へ

地元メディアが 13 日に報じたところによると、ベトナム財務省は 12 日、2014 年から法人所得税の標準税率を現行の 25%から 23%に引下げを盛り込む法人所得税法改正案を公表した。

厳しさを増すアセアン域内各国との投資誘致競争を有利に進めるための対策で、同省は引下げが実現した場合、同国の法人所得税率はタイと同水準となるほか、中国、インドネシア、マレーシア、フィリピン等を下回ることになるとしている。また、零細金融機関に対する税率を 20%とするほか、「新聞発行」、「出版」、「教育」、「職業訓練」、「医療」、「文化」、「スポーツ」、「環境」等の企業に対しては、10%の優遇税率を適用することや、現行、必要経費の 10%まで(設立から 3 年未満の企業については 15%までの優遇規定あり)とされている「広告・マーケティング費」の損金算入上限を同 15%まで緩和することも盛り込まれている。

☑ ポイント

- ・ 財務省は、この法人税引下げが実現すれば、外資の投資促進の大きな支援要因になるとしているが、2014 年度の税収が約 12 兆ドン(461 億円)以上減少すると見られることから、財政を一段と悪化させると懸念する声もある。

インド

ニューデリー首都圏政府、外資小売参入に向け法整備推進へ

地元メディアの報道によると、ニューデリー首都圏政府は、小売業者が農家から農産物を直接購入することを規制している農産物市場委員会(APMC)法の改正を審議する。同法により現状小売業者は卸売市場を経由して農産物を仕入れなければならない、外資の小売市場参入に対する障壁になっていると指摘されていた。

中央政府が昨年 11 月に実施を発表した小売市場への外国資本参入規制の緩和は、国内業者の意向を受けた野党が激しく反発し、凍結に追込まれたが、経済改革への強い意欲を示すシン首相は、今年 9 月、複数ブランド小売業に対する門戸開放の実行を改めて表明。先頃上下両院で可決された。実際の規制緩和は、今後の各州政府の判断に委ねられることになるが、法改正等の外資進出に向けた具体的な環境整備を進めることを表明したのは、今回のニューデリー首都圏政府が初めてで、同政府関係者らは、同政府がデリー西部のティクリ・クード地区の用地への外資系小売り大手の出店を認める可能性を示した。

☑ ポイント

- ・ 米大手格付会社、スタンダード・アンド・プアーズ社(S&P)は 11 日、インド政府が多額の財政赤字と債務を解消しない限り、30%の確率でこの先 2 年以内に同国の長期国債格付けを下げるとの考えを示し、燃料や肥料に対する補助金削減や物品税の導入による財政収支の改善、海外直接投資(FDI)規制の緩和等による国内市場活性化といった経済改革実施の必要性を強調している。ニューデリー首都圏政府による小売市場への外資参入推進の動きは、現状の打開に向け明るい兆しと言え、他の地方州政府への波及が期待される。

マレーシア

最低定年法、来年 7 月からの施行を発表

マレーシアの人的資源省は 7 日、定年退職年齢を 60 歳と定める「最低定年法」の施行日を 2013 年 7 月 1 日とすることを発表した。同法の対象となるのは民間部門で、違反した雇用主には、最高 1 万リンギの罰金が科される。一方、以下は適用外とした。公務員(2012 年 1 月に 58 歳から 60 歳に定年引上げ済み)、試用期間中の労働者、研修中の労働者、外国人労働者、メイド、平均就業時間が、常勤労働者の就業時間の 70% を超えないという雇用契約を締結している労働者、一時的な雇用契約に基づいて雇用された学生、24 カ月(延長を含む)を超えない期限の雇用契約に基づく労働者、最低定年法の施行日前に 55 歳以上を迎えて退職し、その後再雇用されている労働者。

尚、同法施行以前に労使間で交わされた労働契約が 60 歳未満での退職を規定している場合、施行と同時に当該契約は無効となり、60 歳が退職年齢となるほか、労使が合意すれば 60 歳を越える年齢を定年とすることも可能。また、雇用者は、正当な理由がある場合に限り、人的資源省に対し来年 12 月 31 日まで最低定年法の適用延期を申請できる(申請期限 = 来年 2 月 28 日)。

地元紙の報道によると、マレーシア経営者連盟(MEF)のシャムスディン・バーダン専務理事は 7 日、同法の施行について、「6 カ月での実施は雇用主に重い負担になる」として、同法の適用猶予について政府の柔軟な対応を求めた。MEF は当初、5 年間の猶予期間を設けるよう主張していた。

☑ ポイント

- ・ 従来マレーシアには定年について明確な規定が無く、公的年金に当たる従業員積立て基金の引出しが可能となる 55 歳での定年が一般的だったが、年金受給者の増加により将来の年金不足が指摘される中、最低定年法制定を巡る動きが活発化。また、今年 1 月には公務員の定年が 58 歳から 60 歳に引上げられている。
- ・ こうした中、人的資源省は民間部門の実質的な定年延長となる最低定年法の導入を推進し、本年 6 月 27 日に下院、7 月 17 日に上院で可決された。当初見込んでいた来年 1 月からの導入予定に対し、同じく来年 1 月から最低賃金制度が導入されることもあり、賃金上昇と定年延長で人件費が急騰、大幅に上昇するとして地場中小企業経営者らが中心となって雇用者側が同法の導入延期を強く求め、施行が 7 月にずれ込むことになった。
- ・ 2020 年までの先進国入りを目指すマレーシア政府にとって、労働者保護のための賃金、定年、年金等の制度拡充も重要な課題と言えよう。

イスカンダル開発地域への投資、1 千億リンギット突破

12 日付シンガポール紙等の報道によると、マレーシア政府が開発を進めるジョホール州南部イスカンダル開発地域(IDR)への累計投資認可額が今年 11 月末時点で 1,051 億リンギット(2.8 兆円)となり、開発開始から 6 年で 1,000 億リンギットの大台を突破した。

分野別の内訳は、不動産が 351 億リンギット(948 億円)と全体の 33.4%を占め、以下、製造業の 339 億リンギット(915 億円)、インフラ投資の 95 億リンギット(257 億円)が続いた。また、国別の首位はマレーシア国内資本の 677 億リンギット(1,828 億円)で、全体の 64%を占めた。

IDR 事業は、2006 年の開発開始からこれまでに延べ 15.4 万人の雇用機会を創出していると言われている。

☑ ポイント

- ・ 来年の IDR への投資では、マレーシア政府系投資会社カザナ・ナショナルと英系パインウッド・イスカンダル・マレーシアが共同で開発する映像制作スタジオの開設が予定されており、映像・クリエイティブ産業分野での誘致強化に繋がると期待が高まっている。
- ・ イスカンダル地域開発庁 (IRDA) のスマイル・イブラヒム長官は、「2013～15 年は各種サービス業が投資を牽引する」との見方を明らかにする一方、「世界的に景気の先行きが不透明な中、今後は幅広い国・地域から投資を誘致する必要がある」とも延べている。
- ・ アセアン諸国間で製造業の投資誘致を巡る競争が今後一段と激化することが予想される中、新たな分野の誘致を模索するマレーシアの動きが注目される。

【日系企業動向】

最近プレスリリースされた主な新規進出・増設等の案件

進出先	親会社	現地法人(資本金)	所在地	主要業務
ベトナム	株式会社NTTデータ *100%子会社を通じ、ハノイのオフショア開発会社の発行済み株式を全額取得	IFI Solution Joint Stock Company	ハノイ	組み込みソフトウェア機能の開発
ベトナム	サトーホールディングス株式会社	SATO VIETNAM SOLUTIONS CO.,LTD (資本金30万米ドル)	ホーチミン	ラベルプリンターの販売
ミャンマー	鈴与株式会社 *タイ子会社がヤンゴンに駐在員事務所を開設	Suzuyo (Thailand) Ltd. Yangon Branch	ヤンゴン	物流・マーケットの情報収集
ミャンマー	株式会社エイチ・アイ・エス *ヤンゴンに支店開設	H.I.S.ヤンゴン支店	ヤンゴン	インバウンド業務
インドネシア	山崎製パン株式会社 *増資引受により発行済み株式の51%を取得	PT YAMAZAKI INDONESIA (増資後資本金2,000億ルピア)	バンデン州タンゲラン県	パン類の製造卸売り
フィリピン	株式会社ファミリーマート37% 伊藤忠商事株式会社3% SIAL CVS RETAILERS,INC60%	Philippine FamilyMart CVS,Inc. (資本金2億7,700万ペソ)	マカティ	コンビニエンスストアチェーン事業経営
フィリピン	日本発条株式会社 *グループで精密部品製造会社(SUN NHK PHILIPPINES,INC.)の発行済み株式を全額取得の上、社名を変更	NHK Spring Philippines INC.(変更後) (資本金6,300万ペソ)	マニラ近郊	マイクロコンタクターの組み立て
インド	東洋電機製造株式会社 *デリーに駐在員事務所を開設	TOYO DENKI SEIZO K.K.DELHI LIAISON OFFICE	デリー市	市場調査、情報収集、営業支援
インド	王子ホールディングス株式会社60% 丸紅株式会社20% JK Paper20% *王子の100%子会社を合併化	Oji JK Packaging Private Limited (資本金約11億円)	ハリヤナ州グルガオン	段ボール製品の製造および販売

(企業のウェブページ等で公開されている案件。すべての日系企業動向を網羅していない点、ご了承下さい)

【先週の市場動向と今週の主な予定】

アジア各国通貨市場、先週の動向と今週の予想

アジア通貨市場の動向については、弊行レポート(BTMU Emerging FX Weekly)をご参照下さい。

下記リンク先の PDF ファイル『通貨週報(12/17)』が今週号になります。

- [BTMU Emerging FX Weekly \(12月17日号\)](#)

次号の BTMU アジア・ウィークリー (Vol.57) は、新年 1 月第 2 週目の発行となります。

皆様、良いお年をお迎え下さい。

本資料は信頼できるとされる各種データに基づき作成しておりますが、当行はその信頼性、安全性を保証するものではありません。また本資料は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、当行の商品・サービスの勧誘やアドバイザーフィーの受入れ等を目的としたものではありません。投資・売買に関する最終決定はお客様ご自身でなされますよう、お願い申し上げます。

(編集・発行) 三菱東京 UFJ 銀行 国際業務部

教育・情報室 橋本 隆城

E-Mail: takaki.hashimoto@mufg.jp

Tel 03-6259-6311